

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会  
金沢市障害児・者福祉施設連絡会会則

(設置)

第1条 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）定款20条の規定により、金沢市障害児・者福祉施設連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(事務局の所在地)

第2条 連絡会の事務局を金沢市本町1丁目10番1号金沢福祉用具情報プラザ内に置く。

(目的および事業)

第3条 連絡会は、障害児・者福祉施設（以下「施設」という。）利用者のサービス向上、施設職員の資質向上および施設の経営と管理運営の充実を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 施設利用者の処遇向上と職員の研修および資質の向上に関すること
- (2) 施設の経営と運営管理にかかわる調査研究に関すること
- (3) 施設相互の連絡調整に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 連絡会の会員は、金沢市内の障害児・者福祉施設長をもって構成する。

(役員および任期)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 代表幹事は、第4条に規定する障害児・者福祉施設長の互選とし、幹事は代表幹事が指名する。

2 監事は、会員の中から連絡会議において選任する。

(役員職務)

第7条 代表幹事は連絡会を代表し、会務を統括する。

2 幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事故あるときは、あらかじめ代表幹事の指名した者が、その職務を代理する。

3 監事は、会計および会務を監査し、連絡会議に報告する。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、連絡会議及び幹事会（以下「会議」という。）とする。

2 会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

3 連絡会議は年1回以上開催する。また、幹事会は必要に応じて開催する。

4 会議は、過半数の出席を必要とする。

5 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理者にその権限を委任し、または書面で代表幹事に権限を一任することができる。

6 会議での協議事項は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。

(会費)

第9条 連絡会の会費は毎年納入するものとし、1施設につき1万5千円とする。

(会計年度および経費)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 連絡会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか必要な事項は協議し定める。

附 則

この会則は、平成10年6月10日から施行する。

この会則は、平成15年4月 1日から施行する。

この会則は、平成19年4月 1日から施行する。

この会則は、平成22年4月 1日から施行する。